

# 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要

## 【法案の必要性】 第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」の実現に向けて、事業主拠出金制度を拡充

- ・待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40万人分から50万人分整備することとした。
- ・これを受け、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずる。
- ・これにより、**事業主拠出金制度を拡充し、最大5万人の保育の受け皿の整備**など子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

## 【法案の概要】

### 1. 仕事・子育て両立支援事業の創設

- 政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設する。

注） 仕事・子育て両立支援事業については、全国的な事業主の団体の意見を聴きながら実施。

### 2. 事業主拠出金の率の引き上げ等

- 一般事業主から徴収する拠出金（事業主拠出金）の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加する。

注） 現行では、児童手当事業及び地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童クラブ、病児保育、延長保育の財源として厚生年金保険料等と併せて徴収。

- 事業主拠出金の率の上限を1,000分の1.5以内から1,000分の2.5以内に引き上げる。

※ その他、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）の一部改正（年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に仕事・子育て両立支援事業費を追加する等）等を行う。

【施行期日】 平成28年4月1日 ※日切れ扱いを希望。